

令和6年度「国民健康保険特別会計」決算についてお知らせします



令和6年度の酒田市国民健康保険（以下「国保」）は、税率据置きの影響もあり、5億1,000万円の基金繰入れを行い、歳入歳出差引は8,088万円ですが、令和7年度への繰越を除くと7,439万円となりました。これからも加入者の皆さまに安心して医療機関を受診していただけるよう、国保財政の健全な運営を図ってまいります。

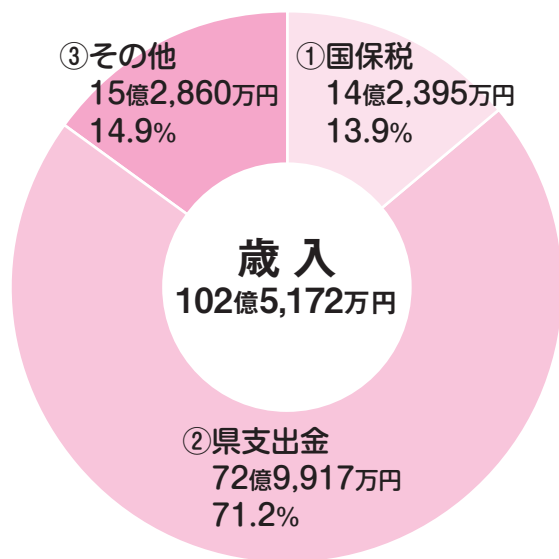
●一人当たりの医療費・国保税

令和6年度の酒田市国保における一人当たりの医療費は440,706円（前年度より15,581円、3.7%の増加）、一人当たりの国保税は75,208円（前年度より913円、1.2%の増加）となっています。

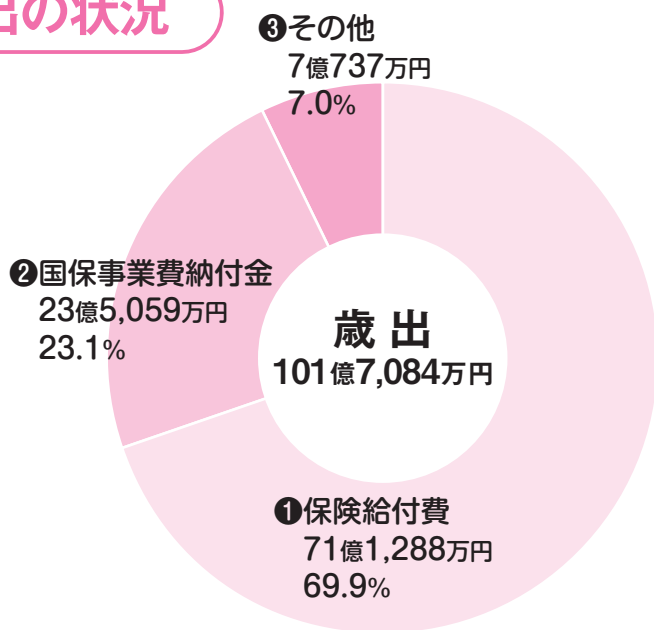
●国民健康保険の加入状況

令和6年度の被保険者数は年間平均で18,688人となり、前年度より960人、4.9%減少しました。75歳到達等により、年間合計で1,559人が国保から後期高齢者医療制度へ移行したことが主な要因です。なお、本市の人口に占める国保の加入割合は年間平均で19.9%と、ほぼ5人に1人が国保に加入している状況です。

歳入・歳出の状況



①納めていただいた国保税 ②県からの交付金 ③一般会計繰入金など



①酒田市国保が医療機関等に支払う医療費 ②県が国民健康保険事業費に要する費用に充てる納付金 ③保健事業費、事務費など

国民健康保険税は、期限内に納めましょう

国民健康保険は、もしものときに安心して医療機関を受診できるように、加入者が国民健康保険税を出し合って、**医療費などをみんなで支え合う助け合いの制度**です。忘れずに納めましょう。

国民健康保険税の納付を口座振替にすると、納期のたびに金融機関等の窓口に出向く必要がなく、納め忘れの心配もないため便利です。口座振替をご希望の方は、市内に本・支店のある銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・ゆうちょ銀行の窓口でお申し込みください。インターネットでの手続きもできます。

柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方

医療費の適正な支出のため、次のことをお願いします。

- ① 負傷原因（いつ・どこで・何をして・どんな症状があるのか）を正確に伝えてください。
→何が原因で負傷したのかきちんと話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害（通勤途中・勤務中の負傷）に該当する場合は国民健康保険が使えません。
- ② 施術が長期にわたる場合は、内科的要因（ケガではなく、病気による痛みが原因）も考えられますので、柔道整復師に相談の上、医師の診断を受けましょう。
- ③ 領収証を必ずもらいましょう。
医療費控除を受ける際に領収証が必要となりますので、大切に保管してください。

交通事故などにあったときは届出を

交通事故など、第三者（相手）の行為によるケガの治療に国民健康保険を使用する場合は「**第三者行為による傷病届**」の届出が必要です。かかった医療費のうち、第三者が負担すべき医療費分を酒田市が第三者に請求します。



◆届出に必要なもの

- ① 「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」
- ② 印鑑 ③ 事故証明書（交通事故の場合）

◆届出先

国保年金課 または 各総合支所市民係

◆交通事故以外に「第三者行為による傷病届」が必要な場合

- ・ 傷害事件に巻き込まれた
- ・ 他人の飼い犬にかまれた など

※自損事故は第三者行為に該当しませんが、国民健康保険を使う場合は届出が必要です。

次のような場合には、
国民健康保険が使えません

- 相手と示談を済ませた
- 勤務中や通勤中の事故など

高額療養費制度・限度額適用認定証について

医療費が高額になるときは、医療費の負担を軽減できる場合があります。詳しくは国保年金課または各総合支所市民係にご相談ください。

高額療養費制度…1か月の医療費が自己負担限度額を超えたときに、超えた分の金額について申請により支給を受けることができる制度です。該当する方に対してご案内を送付しています。

マイナ保険証の利用で限度額適用認定証等が無くても
高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

入院や高額な外来診療を受ける場合に、「マイナ保険証」または「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口への支払が自己負担限度額まで抑えられます。医療機関等でマイナ保険証を利用し、認定証情報の提供に同意をいただくと限度額適用認定証の事前申請手続きは不要になりますので、マイナ保険証の利用をご検討ください。

※ただし、非課税世帯の方が入院した際に食事代の減額を利用する場合は、事前に国保年金課または各総合支所市民係窓口での申請が必要です。